

訓練用

災害時における介護保険サービス利用者に対する安否確認訓練の手引き



ふじキュン♡

藤沢市 介護保険課 企画・事業所担当

安否確認訓練のポイントについてまとめました。各居宅介護支援事業所においては、手引きを参考に訓練参加のご協力をお願いいたします。

～訓練の目的～

令和4年6月23日に、藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会（以下、「協議会」といいます。）と藤沢市において、『災害時における介護保険サービス利用者に対する安否確認に関する協定』を締結いたしました。

協定については、大規模な災害発生時に、本市からの連絡により、協議会に加入する居宅介護支援事業者の従事者が、安全確保を前提としつつ、業務に支障がない範囲で、介護保険サービス利用者の安否確認を行い、確認できた内容を本市に報告いただくものになっています。

この報告までの一連の手続きは、事業者の皆様にご協力を求めるものであり、必ず行っているものではありませんが、より実効性のある高齢者等の要配慮者を支援する災害体制を構築していくためにも、定期的に安否確認訓練を行い、有事の際にスムーズに情報連携ができるようにしたいと考えています。

日々の業務でご多忙のところ恐れ入りますが、訓練参加に、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

～訓練の手順～

訓練については、事業所内での伝達の確認と本市への報告をスムーズに行えるようにするため、次の3つの手順を設定しています。

手順1 介護保険課からの安否確認訓練のメール内容の確認

手順2 事業所における利用者（想定）の安否確認の実施

手順3 安否確認結果報告書を作成し介護保険課へ提出

手順1：介護保険課から安否確認訓練のメール内容の確認

- ① 訓練の際には、介護保険課から介護情報サービスかながわメーリングシステムを使用し、安否確認訓練依頼を行います。居宅介護支援事業所は介護情報サービスかながわメーリングシステムの登録内容を確認ください。（事業所のメールアドレスが変更になっている場合は、最新のメールアドレスに変更してください。）

●介護情報サービスかながわ メールアドレス登録・変更方法

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=306&topid=16>

介護情報サービスかながわトップページ>文書／カテゴリ検索

>20.振興会からのお知らせ(操作マニュアルなど)

>01 介護情報サービスかながわ 指定事業者用、操作マニュアル類

>1 介護保険指定事業所(事業者メンバー) ご利用マニュアル を参照

② 市から安否確認依頼を行う災害の目安は次のとおりです。

～安否確認依頼を行う災害の目安～

- ・ 震度5弱以上の地震
- ・ 水害特別警報の発令等
- ・ その他市が必要と判断した場合

手順2:事業所における利用者(想定)の安否確認の実施

- ① 居宅介護支援事業所の管理者(その他災害対応の担当者がある場合は、その担当者)は、各ケアマネジャーに安否確認をするよう伝達してください。各ケアマネジャーは担当している利用者の安否確認訓練を行います。

(実際の災害発生時においては、ケアマネジャーの安全が確保されない場合、安否確認を行う必要はありません。まずは自身の安全確保に努めてください。)

- ② 訓練では、ケアマネジャー1人につき担当している利用者3人程度を想定して、「藤沢市介護保険サービス利用者安否確認結果報告書」(以下、「安否確認報告書」という。)の内容に沿って、安否確認報告書を作成してください。なお、実際に利用者に対して安否確認を行う必要はありません。(人数は目安です。実際に担当している利用者全員の人数を想定して実施していただいても構いませんし、3人より少ない場合でも構いません。)



手順3:安否確認結果報告書を作成し介護保険課へ提出

- ① 各ケアマネジャーは安否確認訓練結果をもとに「安否確認結果報告書」の作成を行います。

【安否確認報告書の掲載場所】

ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉・介護 > 介護保険 > 事業者の方へ > 事業者指定・変更・加算届 > 居宅介護支援 > 災害時における居宅サービス利用者の安否確認

- ② 安否確認報告書の個人情報欄には、氏名:「Aさん」、自宅の住所:「藤沢市片瀬」など、個人を特定できないように記入してください。(災害発生時は個人情報を記入してください。)

- ③ 管理者(又は災害担当者)は安否確認報告書を取りまとめて、介護保険課に提出してください。(各ケアマネジャーの安否確認報告書を事業所として1枚に転記する等の作業は不要です。実際の災害時でも同様です。)

- ④ 提出は、次の(1)～(3)のいずれかの方法で行ってください。

(1)メール(fj1-kaigo-j@city.fujisawa.lg.jp)

※メールの件名は「安否確認報告 + 【事業所名】」としてください。

(2)FAX(0466-50-8443)

(3)介護保険課窓口持参

※ 市民センター、地域包括支援センターでの受付は行わないので注意してください。

業務継続計画の訓練(シミュレーション)について

令和6年度介護報酬改定において、全ての居宅介護支援事業所は業務継続計画を策定し、定期的(年1回以上)に必要な研修や訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととされています。

当安否確認訓練は、業務継続計画の策定で定められている「訓練(シミュレーション)」として取扱うことを可能とします。その際には、訓練(シミュレーション)を実施した記録(実施年月日、訓練参加者、訓練した内容等)を残すようにしてください。

なお、災害や感染症発生時に居宅介護支援事業所の業務を継続するためには、当安否確認訓練だけでは不十分です。(あくまで、訓練(シミュレーション)の1つに過ぎません。)その他に想定される被害に応じた幅広い訓練を行うことが必要です。

その他

今回の安否確認訓練について、皆様のご協力のもと介護保険課においても災害時の動きを確認することで、改善点や課題等、今後の災害時における業務の参考にさせていただきます。

訓練に関してご助言やご意見等がある場合は、安否確認報告書とは別に任意書式等でご提出いただきたいと存じます。

お忙しいところ恐れ入りますがご協力をお願いいたします。

以 上